

高額療養費・付加金 申請手続き変更について

当健康保険組合では、高額療養費および付加金の給付におきましては、二重給付となることを避けるため、『領収書（原本）』を必ず添付いただいております。

過日、健康保険組合連合会より「高額療養費は、診療報酬明細書により支給することを原則としているため、『領収書（原本）』を添付してもらう必要性はないと考えてよい。」との助言を受けたことにより、被保険者の利便性を考慮して、この度、現行ルールを変更し、医療機関等の領収書（原本）の提出を原則不要といたします。

つきましては、上記の変更に伴い、申請書も一部変更いたしますので、今後は新書式をご利用ください。

【変更内容】

- ・申請時の添付書類「領収書（原本）」は不要とします。
※状況によっては、領収書（原本）を提出していただく場合がございます。
- ・「高額療養費・付加金支給申請書」の書式を一部変更します。
※旧書式での提出であっても令和6年9月30日（月）までは受付いたします。

【開始時期】

- ・令和6年8月1日（木）健康保険組合受付分より

【その他】

- ・新書式は当健康保険組合ホームページ「申請書ダウンロード」に令和6年7月16日（火）以降掲載予定です。

阪急阪神健康保険組合

健保ホームページ <https://www.hankyu-hanshin-kenpo.or.jp>